

「第2次四街道市環境基本計画(案)」に係る意見提出手続における意見の概要と市の考え方

平成26年3月3日(月)から平成26年4月2日(水)までの間、「第2次四街道市環境基本計画(案)」に係る意見提出手続を行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

- 意見提出者数 1人
- 意見提出件数 11件

No.	意見概要	市の考え方	対応結果
1	第1次基本計画に係る評価について市民アンケート調査結果のみでなく、実施した事業者等への調査結果も掲載すべき。	事業者及び小中学生のアンケート結果については、資料編に掲載する予定です。	原案どおり
2	3頁の市民アンケート調査の結果グラフは重要なことを示唆している。満足度が低く重要度が高いと回答した項目のうち、地球規模の課題を除く7項目、とりわけ不法投棄問題は市民の重大関心事だといえる。	ご指摘の不法投棄の問題については、40、41頁にも記載しているように、市としても重要な課題と考えていますので、不法投棄の防止に向けた施策に取り組んでまいります。	原案どおり
3	第2次基本計画(案)には経年グラフが多用されているが、多くのグラフは第1次基本計画開始時(H10年度時点)のデータが記載されていないので記載すべき。	第1次計画と本計画案では15年の隔たりがあり、市を取り巻く状況も大きく変化しています。本計画案では市の状況を踏まえた施策とするため、直近年における状況を重視したデータを掲載しました。	原案どおり
4	直近近年のグラフ数値が極端に大きく変節したと思われる、人口構成比のような現況のものは、適切なものを挿入表記すべき。	データは全国との比較等もあり、国勢調査等の値を用いています。今後、58頁に記載している進行管理の中で変化の度合いについてもチェックしてまいります。	原案どおり
5	22頁の望ましい環境像の定義「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」の「都市」の文言について、環境施策一点に絞れば、殊更に都市社会そのものを際立ち特化させる施策でないことから削除した方がよい。	環境基本計画に限らず、市が策定する各種の計画は互いに整合を図ることが必要であり、また緑も都市を構成する一部であると考えます。 また、計画の根幹となる望ましい環境像の定義は環境審議会、環境基本計画策定まちづくり市民会議の意見結果を尊重し、原案どおりとさせていただきました。	原案どおり
6	(計画案) 「安全安心・生活環境分野」⇒「生活環境分野」 「環境型社会分野」⇒「広域社会分野」 「低炭素社会分野」⇒「グローバル社会分野」 「自然分野」⇒「自然保護分野」 「環境教育・行動分野」⇒「環境教育分野」 (修正案)	計画の改定にあたっては、国が目指す低炭素、循環型、自然共生の3つの社会の実現を柱とし、それぞれの社会を実現するために安全・安心な生活環境の下、市民参加型社会・地域協働社会の実現を目指すという構図を基本としております。 また、計画の根幹となる体系図は環境審議会、環境基本計画策定まちづくり市民会議の意見結果を尊重し、原案どおりとさせていただきました。	原案どおり

7	31頁の「野焼き監視パトロールの実施」は、主な苦情が事業者による迷惑な野外焼却であれば、「野外焼却等監視パトロールの実施・指導強化」と打ち出すべき。	野焼きについては、市街地での日常生活における野焼きに対する苦情も多く、指導の対象は事業者だけではないことから、「野焼き監視パトロールの実施」としました。	原案どおり
8	31頁の「マイカーの利用抑制の呼びかけの実施」について、利便性の極めて高いマイカーを止めてまで、バスや自転車を移動手段にしようとの市の取り組み方針とはなにか。提案としては、間もなく一人乗り二人乗りの家庭100Vの充電のEV車が各社から発表されてくるのでこれへの補助金制度を千葉県内でいち早く実施するコンパクトシティ四街道にしたらどうか。	公共交通機関の利用によるマイカー使用の抑制は、大気環境の保全と温室効果ガスの抑制の観点から重要な課題であると考えています。ご提案については貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
9	31頁の「違法な野焼き等の不適正焼却行為をやめましょう」については、ここで言う野焼きが田畠から季節的に発生する野焼きを主な対象としているのであれば適当ではなく、「野焼き等は適切な焼却をしましょう」が妥当ではないか。	農業者が行う稲わら等の野焼きなど、焼却禁止の例外として認められている野焼きと区別するため、「違法な野焼き等の不適正焼却行為」と表現しました。	原案どおり
10	33頁の「河川、水路等の整備に伴う生態系に配慮した市民に親しまれる良好な水辺空間の創出」についてイメージが湧く具体的な姿を目標に設定すべき。	今後河川等に改修の必要が生じた際には、自然環境調査等の結果も踏まえ、「生態系に配慮した市民に親しまれる水辺空間の創出」の方向性をもとに、具体的なプランの検討に努めたいと考えています。	原案どおり
11	40、41頁の震災により焼却灰の再資源化が出来なくなり、従来の4倍、5倍の毎年2千トンを超える焼却灰が発生とは驚き。いつまでも両市で受け入れ可能なのか。この方途の危機意識が市にどのくらいあるのか。市民にどう訴えるのか。「徹底」と「啓発」に誰にも解るビジュアルな工夫が必要な案件だ。	ご指摘の焼却灰の問題は、重要な課題と考えております。市政だよりやホームページを通して、ごみの減量についてご協力をお願いしてきましたが、よりわかりやすい周知に努めてまいります。	原案どおり